

■お問い合わせ先 税務課課税係 ☎0997 - 72 - 1116

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に伴う 国民健康保険税等の減免について

■対象保険料（税）

令和3年度分の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限が設定されているもの。

■内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等で、次のいずれかに該当する場合申請により保険料（税）の減免を受けられます。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
→保険料（税）を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
→保険料（税）の一部を減額

■保険料（税）が一部減額される具体的な要件

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【介護保険料】

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※主たる生計維持者の令和2年中の所得が0円以下であった場合や、当該世帯に未申告者がいる場合は対象外になります。

■お問い合わせ先 財産管理課地籍調査係 ☎0997 - 72 - 1196

地籍調査への協力依頼について

【地籍調査への協力について】

町民の皆様へ

■地籍調査が実施されない場合は、以下のような問題（デメリット）が発生しています。

1. 法務局や役場にある公図（字図）と現地が合わない。（位置・形・面積が合わない。）
2. 未実施地域ではリスク（境界トラブル等）を抱えたまま土地取引等が行われている。
3. 所有者が自ら地籍を明確にしようとした場合に多くの費用や時間がかかる。

■地籍調査で境界が明確化されることによって、皆様方はもちろん、次の世代の方も安心して土地を受け継ぐことができます。また、台風や豪雨等による土砂災害等の被災後の復旧、復興に役立つ調査です。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

※土地の所有者が死亡した場合は、法務局への相続登記の申請が必要です。

■お問合わせ先 鹿児島県商工労働水産部商工政策課 ☎099 - 286 - 2931

キャッシュレス導入支援事業

鹿児島県商工労働水産部商工政策課では、新型コロナウイルス感染症防止対策として有効なキャッシュレスの普及を図るため、キャッシュレスを新たに導入する県内の中小・小規模事業者に対して、導入に要する経費を補助する取組を行う予定です。なお、申請受付期間は7月～9月です。

(申請要領および申請様式は、県ホームページにて7月に掲載予定) 詳細につきましては、お問い合わせください。

▽県ホームページ



■お問合わせ先 農林課農政係 ☎0997 - 72 - 1174

地産地消運動の取組みについて(朝市の開催!)

大島地域では、毎月第3土曜日を「大島活き活き食の日」と定め、健康で豊かな食生活の推進や地元食材の利用促進に取り組んでおります。

瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、家族みんなで食卓を囲みませんか? また、地産地消活動の一環として、毎月第3土曜日の朝8時30分から海の駅1階フロアにおきまして「朝市」を開催しておりますので、町民の皆さん多数のお越しをお待ちしています!

■運営主体
海の駅朝市協議会
(代表 倉田)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
※出店者も募集しています。



■お問合わせ先 水産観光課 ☎0997 - 72 - 1115

令和3年度「瀬戸内町みなど祭り」の中止が決定

瀬戸内町みなど祭り協賛会では、今般、収束の見えない新型コロナウイルス感染症状況を踏まえ、令和3年度の理事会・総会を書面決議で開催し、令和3年度「瀬戸内町みなど祭り」につきましては中止とさせていただきますを決定いたしました。

これまで多くの町民や協賛団体の皆さま方のご理解とご協力のもとに支えられてきた「瀬戸内町みなど祭り」は、昨年に続き、2年連続の中止となり誠に残念であります。一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願っています。令和3年度は中止ですが、奄美大島5市町村連携のもと、代替えとなる「花火」の実施を検討してまいります。

討し、確定しましたらご案内いたします。
本町では「コロナに負けるな!応援!感謝!ドドン」と花火」と位置づけ、大島海峡と瀬相港にて同時に行う予定であります。「代替花火」は、新型コロナウイルス感染症拡大により地域のイベントはもとより、ありとあらゆる制限により心身的にも経済的にも厳しい日々を過ごしている町民の皆さまや、日夜新型コロナウイルス感染症対策の最前線で活躍する医療従事者等の皆さまを応援、感謝する機会とし、併せてコロナに負けるな!のメッセージと新型コロナウイルス感染症予防対策の啓発、実施を目的として行います。町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



■お問い合わせ先 大島支庁県税課 ☎ 0997 - 57 - 7225
☎ 0997 - 57 - 7229

災害による損害を受けた方への県税の減免等について

地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた方には、税金を軽減したり、徴収を猶予するなどの方法があります。

■減免

区分	要件	軽減又は免除の割合	適用対象	備考	
災害 個人事業 減免 条 例	自己の所有に係る事業用資産につき受けた損害の金額（保険金等による補填金額を除く。）が、当該資産の価額の2分の1以上の方で、前年中の事業の所得が1,000万円以下であるもの	500万円以下	税額の全部	災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人事業税の税額のうち災害を受けた日以後に納期限の到来するもの	災害を受けた日又は賦課処分があったことを知った日から60日以内に市町村長の罹災証明書を添付して各局長等へ申請してください。 (災害減免条例様式)
		750万円以下	税額の2分の1		
		750万円超	税額の4分の1		
住宅・家財	自己、同一生計配偶者、扶養親族の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害の金額（保険金等による補填金額を除く。）が甚大で、前年中の合計所得金額が500万円以下であるもの	税額の2分の1以内の額		同上 〔※甚大とは損害の金額が2分の1以上であるもの〕	※自動車税種別割の軽減 抹消した自動車は損害額が4倍に満たなくても、税額の4分の1を軽減する場合があります。 代替自動車は、抹消した自動車と同じ割合で軽減します。（災害を受けた日から3月以内に取得した自動車で、取得期限後7日以内に申請されたもの）
自動車税種別割	自己の所有に係る自動車の損害額（保険金等による補填金額を除く。）が、年税額の4倍以上のもの	年税額の4倍以上	税額の4分の1	(1) 相当の修繕費を要する自動車 (2) 滅失又は使用不能により抹消した自動車 (3) 抹消後新たに取得した自動車（代替自動車）	代替自動車は、抹消した自動車と同じ割合で軽減します。（災害を受けた日から3月以内に取得した自動車で、取得期限後7日以内に申請されたもの）
	年税額の5倍以上	税額の3分の1			
	年税額の6倍以上	税額の2分の1			
県税 条 例 第 56 条	滅失し、又は損壊した家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合	旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減します。		当該家屋等の取得に対して課される不動産取得税	納期限後30日以内に、罹災証明書を添付して各局長等へ申請してください。 (規則第81号様式)
		80%以上の被害	全額免除		
	取得した不動産が、取得の日から納期限までに災害で滅失し、又は損壊した場合	60%以上 80%未満の被害	80%免除		
		40%以上 60%未満の被害	60%免除		
	20%以上 40%未満の被害	40%免除			
産廃税 条 例 第 16 条	天災や、その他の特別な事情により、減免が必要と認められる場合（自己処理による申告納付に限る。）	知事が必要と認める額を限度とします。		災害の発生した日以降、納期限の到来する産業廃棄物税の税額のうち知事が必要と認める期間の分	納期限又は災害があった日から1月以内に、罹災証明書を添付して各局長等へ申請してください。 (産廃税条例施行規則第10号様式)
市町村 条 例	個人県民税は、個人市町村民税と併せて賦課徴収されているので、災害等により市町村長が個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免します。				市町村の条例に基づき減免されるので市町村へ申請してください。

●期限の延長（県税条例第14条）

災害等により県税（全ての税目）の申告、申請、納付、納入等が期限までにできないと認められるときは、期限を延長することができます。

延長の期間	災害等がやんだ日から2月以内
申請に必要な書類	災害等による期限延長申請書，罹災証明書

●徴収猶予（地方税法第15条～第15条の3）

財産が災害を受けたために、県税の納税者又は特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納めることができないと認められるときは、徴収を猶予することができます。

猶予の期間	原則として1年以内（最長2年）
申請に必要な書類	徴収猶予申請書，罹災証明書

●納税証明書交付手数料の免除（県税条例第7条）

災害により損害を受けた方が、その復旧等に必要な手続のために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料を免除します。

■お問合わせ先 企画課企画振興係 担当：中島

この度、奄美大島の5市町村と遠隔教育システムを活用し、地方創生の推進を図っている株式会社 Schoo が、包括的パートナーシップ協定を締結しました。奄美大島に居住する全住民を対象とした事業となっており、本町におきましても受講希望者の方には無償で約6,200講座の受講が可能となっております。

受講希望申請に関しましては、随時受け付けておりますので、受講対象条件等

Schoo 遠隔教育の受講希望受付の開始について

▽町ホームページ



をご確認の上、申請ください。

■日時
令和3年6月28日
～随時受付

■場所
役場

企画課企画振興係

■料金：無償

■対象
瀬戸内町に住所お
く方（準島民も対
象となります。）

■定員：なし

■申込方法
申込等について
は、町ホームペー
ジをご確認ください。

■お問合わせ先 企画課企画振興係 担当：手嶋 ☎0997-72-1112

■空間リニューアル助成事業とは
昨今の働き方の変容に対応し、本町への交流人口の拡大や地域内経済の活性化の為、本町内にある遊休資産等をウィズコロナ時代の新たな働き方や過ごし方に対応する、テレワーク施設又は宿泊施設にリニューアルする経費の一部を助成する事業です。

■助成金額
総経費（交付対象経費）の10分の9以内とし、上限を100万円とします。

■交付対象経費（書類および実地審査あり）
施設の改修費用および備品購入費

※備品の購入は全体の20%以内

■遊休資産等とは
飲食店舗の使われてい

空間リニューアル助成事業説明会の開催について

ないスペース、空きテナント、その他（現に飲食店舗や宿泊施設として営業しておりテレワーク施設等へのリニューアルを検討する施設など。）

■日時
令和3年9月26日（日）
14時開始予定

■場所
役場4階

第2・3委員会室

■対象
町内の遊休資産等をお持ちの方又はその代理人の方



■お問い合わせ先 建設課森林土木係 ☎ 0997 - 72 - 1197

土石流および山崩れ災害についてのお知らせ

近年、梅雨期の豪雨や台風により、多くの山地災害が発生していることから、梅雨期にあたり、土石流が発生した場合、被害を受ける危険性があり、緊急的な防災対策が必要となりますのでお知らせします。

雨の日は気象情報や防災無線の情報に注意し早めの避難を心がけましょう。

特に雨が降っているときに土石流の前兆現象を感じた場合や、市町村からの避難の連絡があった場合は、速やかに避難所へ避難しましょう。

また、記録的な豪雨が予想される場合は、今までにない規模の災害が起こる危険性があります。

さらに、雨が降り止んだ後でも、土石流が発生することもありますので注意しましょう。

なお、山地災害に関してお気づきのことがあれば、

瀬戸内町役場建設課森林土木係 (☎ 72 - 1197) まで連絡してください。

【土石流災害について】

谷や斜面に貯まった土・石・砂などが梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒にあって、一気に流れでてくるのが土石流です。破壊力が大きく、また、速度も速いので、大きな被害をもたらします。

【土石流の前兆現象】

- 山鳴り、立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- 川の水が急に濁ったり、流木がまざりはじめる。

【山崩れ災害について】

地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった山の斜面が突然崩れるのが山崩れです。突発的に起こり、瞬時に崩れるので、逃げ遅れる人も多く犠牲者の割合も高くなります。また、地震をきっかけに起こることもあります。



【山崩れの前兆現象】

- わき水の量が急に増える。
- 枯れたことの無いわき水が止まる。
- わき水が濁る。
- 山の斜面を水が走り始める。
- 地鳴りの音がきこえだす。
- 山の斜面に亀裂が走る。
- 山の木が傾く。
- 石が転がり落ちてくる。

■お問い合わせ先 教育委員会総務課総務係 担当：静島 ☎ 0997 - 72 - 0113

瀬戸内町教育委員会
総務課 総務係

■場所

令和3年7月1日～
令和3年10月31日

■申請期間

※詳細についてはお問い合わせ下さい。

た方は対象外です。

ます。

た学生も対象となり

ます。

生等に経済的な支援

をします。

※令和2年度の在学

生に引き続き、令和

3年度新たに入学し

た学生も対象となり

ます。

瀬戸内町島外大学生等修学

■支援交付額

1人…30,000円

■対象

令和3年1月1日に在学し

ている者、および令和3年

4月に新たに入学した者

で、瀬戸内町の住民基本台

帳に記録されている保護者

がいる島外在住の学生(大

学生・短大生・専門学校生・

高等専門学校生・大学院生・

専修学校生)

※前回受給した方は対象外

です。

【関係書類(写し可)・・・在学

証明または学生証・通帳・

学生と保護者の関係がわか

る資料(保険証等)】

【関係書類(写し可)・・・在学

証明または学生証・通帳・

学生と保護者の関係がわか

る資料(保険証等)】

証明または学生証・通帳・

学生と保護者の関係がわか

る資料(保険証等)】

証明または学生証・通帳・

学生と保護者の関係がわか

る資料(保険証等)】

証明または学生証・通帳・

学生と保護者の関係がわか

る資料(保険証等)】

瀬戸内町島外大学生等修学支援事業
(令和3年度入学生も対象になりました!)

男女共同参画 vol.20 ~自分らしく、生き生きと~

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気付こう

アンコンシャス・バイアスとは、過去の経験などからあらゆるものを自分なりの解釈で見えてしまう偏ったモノの見方の事を言います。「血液型で性格を想像する」「出身校で能力を判断する」など日常の様々な場面で起きており、特別なことではありません。しかし、そのような無意識下に行われる偏った思い込みによる些細な言動が、結果として相手に不快な思いをさせる事もあります。

みなさんは普段「普通これぐらい出来るだろ?」とか「こんなの常識でしょ?」等、口にしたり言われてムツとした事はありますか?

■ アンコンシャス・バイアスから生まれる“〇〇付け”

「普通はこうだ」という価値観の決めつけ、「相手(自分)には無理だ」という能力の決めつけ。「こうであるべき」という理想の押し付け、「そんなはずはない」という解釈の押し付け(違う解釈を受け入れない)。これらは全てアンコンシャス・バイアスから起こる言動になります。



アンコンシャス・バイアスはなくせばいいという訳ではない

アンコンシャス・バイアスは、様々な状況に対する判断を自動的に処理しようとする脳の働き的一种で、この働きのおかげで迅速な判断が可能になるという側面もあります。

また、「松葉杖をついている人に席を譲ろう」とするなどの気配りなども「松葉杖=足を怪我している」というアンコンシャス・バイアスから起こる言動の一つです。

無意識の偏見と言われる事が多いため、悪い事のように思われがちですが、アンコンシャス・バイアス自体に良し悪しはありません。

例えば「母親は育児が大変だから、大きな仕事を割り当てるのはやめておこう」として、やる気のある女性のモチベーションを下げてしまう事があったとします。確かに、悪影響を及ぼしていますが、その気持ち自体は善意であり、その女性にとっては不満であったとしても「ありがたい」と思う母親もいるかもしれないという点は忘れてはいけません。

もし、このアンコンシャス・バイアス自体が悪いものと決めつけてしまえば、本当に育児が大変な母親にも一律に同じ量の仕事を与える事が正しい事になってしまいますよね。

大切なのは「知る事」「気づく事」「向き合う事」

アンコンシャス・バイアスは私たちが過去の経験等から培われた「価値観」であり、誰にも否定はされるものではありませんが、その一方で、そこからくる言動は悪影響を及ぼすこともありえます。

だからこそ、一人一人が自分の持つアンコンシャス・バイアスを元に相手を決めつけていないのか?と考え、気付こうと意識する事が重要です。

先ほどの例で言うなら、「母親に仕事は無理というのは、自分の思い込みかもしれない」と気付き、相手の女性に「自分はこう思うけど、あなたはどうか?」と一言確認をとるのが良いでしょう。

“今までも同じだったからと言って、目の前の人と同じとは限らない” そう意識して一人の個人としてコミュニケーションをとっていく事を大切にしていきましょう。

